

点呼業務不備事案に基づく行政処分の執行状況について

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長兼執行役員社長 小池 信也）は、昨年度実施した点呼業務執行状況の社内調査（調査期間：2025年1月下旬から3月上旬）の結果、多数の点呼業務不備事案が発覚したため、2025年4月23日に総務省および国土交通省へその結果を報告しました。

その後、当社の社内調査結果を踏まえ、国土交通省による特別監査が4月25日から開始され、6月25日に一般貨物自動車運送事業の許可の取消処分を受けました。

その後も引き続き、軽四輪車を保有する郵便局に対する特別監査が継続しているところですが、本日、[別紙](#)の郵便局に対して運輸支局から軽四輪車の行政処分の執行が通知されました。

[別紙](#)：10/1に通知を受けた行政処分対象郵便局一覧（111局）

このような事態を招いたことを深く反省し、お客さまをはじめ関係者の皆さんにご不安とご心配をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。

点呼業務不備事案による行政処分の執行を受けて、一部報道やSNS上において、「郵便物が配達できない」、「弊社がゆうパック廃止を検討している」などの情報がございますが、そのようなことは一切ございません。

行政処分が執行される郵便局では保有する一部の軽四車両が処分期間中使用できなくなりますが、適切な手段を講じ、引き続き、ご利用いただいているお客さまにご迷惑をおかけすることがないよう、郵便物および荷物（ゆうパックなど）のサービスを確実かつ適切に提供してまいります。

点呼業務不備事案に対しては、既に再発防止策を講じ、現在は適切に運用しているところですが、今回の行政処分等を厳粛に受け止め、あらためて、確実な点呼の実施をはじめ、運行の安全およびお客さま・運転者の安全を確保する体制構築を徹底し、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

なお、今後点呼業務不備事案による軽四輪車に対する行政処分の通知を受けた際は、一定期間ごとに、各支社単位でホームページ上に公表させていただきます。

公表先は以下のとおりです。

URL：<https://www.post.japanpost.jp/about/roll-call.html>

※点呼業務不備事案に関するこれまでの報道発表資料

2025年3月11日公表 [郵便局における点呼業務未実施事案の発生について](#)

2025年4月23日公表 [点呼業務執行状況の調査結果の報告等について](#)

2025年6月6日公表 [一部報道等について](#)

2025年6月17日公表 [点呼業務不備事案に関する行政処分及び当社の対応について](#)

2025年6月25日公表 [点呼業務不備事案に関する行政処分の執行について](#)

2025年7月8日公表 [一部報道等について](#)

2025年7月31日公表 [点呼業務不備事案に関する国土交通省および総務省からの命令に対する報告について](#)

2025年8月22日公表 [二輪におけるアルコールチェック実施状況の調査結果等について](#)

2025年8月28日公表 [点呼業務不備事案に関する総務省からの命令に対する報告について](#)

2025年9月3日公表 [一部報道等について](#)

2025年9月30日公表 [点呼業務不備事案に関する国土交通省および総務省からの命令に対する報告について](#)

以上

【法人のお客さまのお問い合わせ先】

- ・法人のお客さま用お問い合わせフォーム

<https://www.post.japanpost.jp/cgi-bizservice/>

【一般のお客さまのお問い合わせ先】

- ・日本郵便株式会社お客様サービス相談センター
<電話番号>

0120-23-28-86 (フリーダイヤル)

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666 (通話料はお客さま負担です)

<ご案内時間>

全日 8:00~21:00

ガイダンスが流れますので、「*」のあとに「1」を選択してください。

おかげ間違いないようにご注意ください。